

# グリーンベル21活用基本構想

平成27年10月

沼田市

# グリーンベル21活用基本構想

## 1 基本構想策定の背景

- (1) 複合施設としての再活用
- (2) 基本構想の策定

## 2 建物の概要及び課題の整理

- (1) グリーンベル21の概要
- (2) グリーンベル21を取り巻く課題

## 3 市庁舎の状況

- (1) 市庁舎の現状と課題
- (2) その他の施設

## 4 活用の基本方針

- (1) 市民に開かれた、市民活動の拠点となる施設
- (2) 市庁舎機能の統合など、行政サービスの拠点となる施設
- (3) 中心市街地活性化の核となる施設
- (4) 財政負担を最小限に抑える事業計画

## 5 施設計画

- (1) 市庁舎
- (2) 市民活動施設
- (3) 商業・業務施設

## 6 整備計画

- (1) 建物構造上の条件をいかした平面計画
- (2) 新たに求められる性能・機能
- (3) 施設別面積

## 7 事業計画

- (1) 事業費及び財源
- (2) 年度別事業計画

## 8 資料編

- (1) グリーンベル21構想委員会設置要綱
- (2) グリーンベル21構想委員会委員名簿
- (3) 委員会の開催状況

## 1 基本構想策定の背景

### (1) 複合施設としての再活用

#### ① 商業ビルとしての経過

グリーンベル21は、中心市街地における「2核1モール構想」に基づく西側の核として、本市初の組合施行による「沼田市下之町地区市街地再開発事業」により、平成5年4月にオープンした商業施設で、I街区・商業施設棟、II街区・駐車場棟に加え、III街区には市立図書館が一体的に整備され、多くの市民に親しまれ、地域の活性化、にぎわいの創出に大きな貢献を果たしてきました。

しかし、社会・経済の構造的な変化は著しく、完成当初には想定しえなかった状況を生み、商業施設については、開業以来のキーテナントをはじめ、核となる後継テナントとして誘致した店舗の撤退により、専門店の退店が相次ぎ、空床が拡大する状況の中、核施設としての機能を失い、中心市街地の活性化を図るためには、グリーンベル21の再生が大きな課題となっています。

#### ② 市庁舎の状況

本庁舎は建設から50年以上が経過しており、その他の庁舎についても建物本体や給排水設備、電気設備など経年劣化による老朽化が進んでいることに加え、耐震性にも大きな問題があり、補修、改修に毎年多額の費用が必要となっています。

また、現在は、本庁舎、北庁舎、東庁舎、東原庁舎、保健福祉センター、中央公民館などに事務所が分散しており、集約等による市民サービスの向上と各施設の安全対策については、早急な対応が必要となっています。

#### ③ 市庁舎整備に関する検討

庁舎の整備は、現庁舎の置かれている状況から避けて通れない大きな課題であることから、平成26年7月に庁舎整備庁内検討委員会を設置し、「現地での建替え」、「新築による移転」、既存建物への移転として「グリーンベル21への移転」の3つの方法について検討を進めてきました。

それぞれの方法にメリットとデメリットがあるものの、諸状況を総合的に考慮し、平成27年2月に「グリーンベル21への移転を最優先に検討すべきである」との中間報告がされています。

#### ④ 複合施設としての有効活用

グリーンベル21は、中心市街地において核となる施設であり、その再生は、中心市街地のみならず、沼田市全体にとって重要な課題となっています。

市では、市民共有の財産として有効活用を図り、複合施設として再生することを目指し、平成26年にビル全体の所有権を取得しました。

今後は、多くの市民が日常的に利用する商業などの民間サービスを提供する場として、また、現在分散している市庁舎をはじめ、公共施設等の集約を行うなど、中心市街地に立地するグリーンベル21を有効活用し、市民のための複合施設として再活用していく方針です。

### (2) 基本構想の策定

グリーンベル21の再活用に向け、これまでの経過や庁舎整備に関する検討結果、

活用に当たっての課題、今後の整備方針等を整理検討し、建物全体の活用についての概要を基本構想にまとめるものとします。

## 2 建物の概要及び課題の整理

### (1) グリーンベル21の概要

#### ① I 街区及びII 街区の構造、面積、設備等

区 分		I 街区(商業施設)	II 街区(駐 車 場)
敷地面積	A	5,544.44 m <sup>2</sup>	2,671.32 m <sup>2</sup>
建築面積	B	4,617.55 m <sup>2</sup>	1,846.71 m <sup>2</sup>
建ぺい率	B/A	83.28 %	69.13 %
延床面積	C	28,973.89 m <sup>2</sup>	12,073.76 m <sup>2</sup>
容 積 率	C/A	522.58 %	451.98 %
主 要 構 造		鉄骨造	鉄骨造
建 築 時 期		平成5年4月	平成5年4月
エレベーター		4 基	2 基
エスカレーター		10基 (1F～6F上下)	—
各階面積 (m <sup>2</sup> )	1階	4,236.67	1,824.20
	2階	4,209.18	1,807.41
	3階	4,380.02(歩廊含)	1,807.41
	4階	4,252.06	1,807.41
	5階	4,252.06	1,807.41
	6階	3,773.18	1,807.41
	7階	3,355.19	1,135.91
	PH	515.53	76.60

※空中歩廊 (I-II 接続) の面積は、I 街区に含む。

#### ②グリーンベル21オープンからの経緯

年 月	内 容
平成2年4月	沼田市下之町地区市街地再開発組合設立
5年4月	「沼田サティ」をキーテナントとした商業ビル 「グリーンベル21」オープン
13年9月	マイカルが民事再生法の適用を申請
14年8月	沼田サティが撤退
11月	1階に「エーコープ」オープン 5階に「沼田ふるさと館」オープン
15年6月	2階に「長崎屋サンバード」オープン
20年5月	「長崎屋サンバード」が閉店
22年5月	「エーコープ」が閉店
24年11月	1階に「沼田マルシェ」オープン
25年7月	「沼田マルシェ」が閉店
26年10月 ～12月	グリーンベル21にかかる権利(土地及び建物)の全てを 沼田市が取得
27年3月	「ジュルススポーツクラブ沼田」が閉館
5月	グリーンベル21の再生及び利活用を検討するため、 「グリーンベル21構想委員会」を設置
7月	I 街区・商業施設棟を一時閉館

### ③老朽化、耐震等に対する性能

大規模商業施設として、新耐震設計法に基づく構造設計がなされているため、現行基準に基づく建物の耐震性能と同等な性能を有しているものと判断できます。

また、東日本大震災においても大きな被害が生じることはありませんでしたが、平成5年4月のオープンから22年が経過しており、構造体の状況を確認するとともに、経年劣化に伴う屋上や外壁等の補修、設備についても更新の時期を迎えています。

### ④商業ビルとしての特徴

商業ビルとして建設されたグリーンベル21には、1階に4カ所の利用者用出入口があるほか、隣接する立体駐車場及び市立図書館とビルの3階を空中歩廊で結んでいます。内部の動線は、エレベーターが利用者用として、南側出入口に2基、業務用として北側に2基設置されているほか、1階から6階までをつなぐエスカレーターが各フロア南側に、階段は日常的に使用する2カ所に加え、非常時の避難用に3カ所整備されています。

また、全館一体型の空調設備や窓等の開口部が少ない構造となっているため、利用方法にあわせた機能の追加や改修が必要となります。

## (2) グリーンベル21を取り巻く課題

グリーンベル21は、3・3・1環状線キネマ通りの拡幅事業とともに、中心市街地西側の核として、市街地再開発事業により建設された商業施設ですが、オープンから22年が経過する中、少子高齢社会の進展とともに、社会経済情勢の変化は著しく、モータリゼーションの進展による郊外大型店の増加に加え、キーテナント等の撤退により、核施設としての機能を失い、近年では空床の拡大が続いていたため、中心市街地全体の活力や集客力の減少により空洞化が進んでおり、中心市街地の再生に向けて、グリーンベル21が核施設として、再び賑わいを取り戻すための取り組みが重要となっています。

また、隣接する立体駐車場以外に駐車場がないことから、特に、平面駐車場を確保することが課題となっています。

## 3 市庁舎の状況

### (1) 市庁舎の現状と課題

#### ①建物の老朽化

各庁舎とも建物本体や給排水設備、電気設備など経年劣化による老朽化が進んでおり、度重なる排水の詰まりや雨漏りなど日常の利用に支障を来すような状況も見受けられ、補修、改修に毎年多額の費用が必要となっています。また、耐震性に大きな問題がありますが、建設後50年以上が経過している現庁舎を耐震補強によって、その性能を充足させることは現実的ではなく、早急な新庁舎整備が必要となっています。

## ②行政機能の分散

現在の市庁舎は、本庁舎、北庁舎、東庁舎、東原庁舎、保健福祉センター、中央公民館などに事務所が分散し、それぞれの施設において、市民サービスの提供やそれに伴う事務処理を行っています。このため、維持管理経費の増加に加え、行政効率も悪く、用件によっては他の庁舎へ移動しなければならないことから、集約等による来庁者の利便性向上が求められています。

## ③手狭な庁舎

行政の複雑化に伴い、事務室、待合室、相談室、会議室、市民交流スペース、駐車場などの不足が深刻化し、プライバシー保護の環境不足や事務効率の低下なども解決すべき課題となっています。

## ④バリアフリーへの対応不足

多くの庁舎でエレベーターが設置されておらず、バリアフリーへの環境整備が不十分なことから、階段等の利用については、高齢者や体の不自由な人への負担が大きいため、早期の環境整備が求められています。

## ⑤防災拠点としての機能不足

災害発生時には、災害対策本部が設置されるべき本庁舎の耐震性に問題があり、大きな災害に対しては、安全性の確保が課題となっています。また、庁舎の機能が分散しているため、災害時における各部課の横断的な対応や情報の一元化なども課題となっています。

## (2) その他の施設

市が管理運営している公共施設の中には、施設の建設から相当な年数が経過し、建て替えや拡充が必要な施設のほか、市民から設置要望の強い施設も多く、対応が求められています。

## 4 活用の基本方針

グリーンベル21を複合施設として、有効活用するため、次の基本方針に基づき必要な整備を行います。

### (1) 市民に開かれた、市民活動の拠点となる施設

誰もが使いやすく、様々な市民活動の拠点となる施設として、日常的に利用する機能を効果的に配置するとともに、市民が気軽に利用できるパブリックスペースを設置し、市民に開かれたオープンな施設とします。

### (2) 市庁舎機能の統合など、行政サービスの拠点となる施設

分散している市庁舎や他の公的機関等の機能を集約し、配置することにより、行政サービスの拠点となる施設として、市民サービスと事務効率の改善による利便性の向上を図ります。

### (3) 中心市街地活性化の核となる施設

グリーンベル21は、中心市街地活性化基本計画において、西の核として位置づ

けられ、その再生は中心市街地のまちづくりにとって重要な課題となっています。

そのため、市民から要望の多い店舗の誘致やイベントスペース、交流スペースなど、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設を整備することにより、にぎわいを創出し、中心市街地の活性化を促進します。

なお、中心市街地活性化基本計画で「やさしさの核」に予定している施設をグリーンベル21へ整備することから、同基本計画の見直しもあわせて検討します。

#### (4) 財政負担を最小限に抑える事業計画

施設の改修に要する費用のほか将来的な維持管理費用を含め、市の財政負担を考慮した整備を行うこととし、財源については、合併特例債や補助金、合併振興基金等を有効に活用します。

### 5 施設計画

市の中心市街地に建設されたシンボリックな大型施設であり、施設の機能においても、建物の構造においても、市民に開かれた開放的な施設となるよう検討します。

特に、1階はもとより、3階に設置されている立体駐車場及び市立図書館とを結ぶ空中歩廊からの入口をこの建物の第二のエントランスと位置づけ、それにふさわしいスペースを設置するとともに、事務所用として必要な採光を確保するほか、一般的なオフィス建築と比して天井高が低い場合、必要に応じ、上階の床を部分的に除却するなどの技術的な検討を行います。

また、7階は天井までの高さがあり、無柱の大きな空間を有するため、その特徴をいかした利用を検討します。

さらに、事業費及び維持管理費を抑制するため、市庁舎やテナント等による必要な面積を見極めた上で、減築等によるダウンサイジングについても検討します。

#### (1) 市庁舎

庁舎は、市役所の行政機能が十分に発揮できるものであるとともに、市民をはじめ多くの人々が訪れ、利用する施設であり、グリーンベル21を活用し、それにふさわしい役割や機能の実現を図ります。

##### ①市民が集う憩いの庁舎

庁舎は、行政職員が執務するとともに、多くの市民が利用する施設であり、市民が親しみを持って、気兼ねなく集い、憩うことが出来るような施設の実現を図ります。

##### ・シンボル機能

多くの市民が利用する「市の中心的な建物、市を代表する建物」として、誰からも愛され、沼田市の顔となるようなシンボル機能を持った建物を目指します。

##### ・窓口機能

来庁者がスムーズに手続きをできるようにするため、ストレスなく過ごせる待合スペースを確保するとともに、動線・課の配置に配慮した利便性の高い窓口を設置します。

・プライバシー対応

来庁者のプライバシーに配慮した対応が可能となるように、相談室や仕切り付カウンターなどの相談スペースを確保します。

・交流機能

市民が集まる場所としての庁舎は、単に手続きをするだけでなく、市民と行政、あるいは市民同士の交流の場として、休憩所や市民開放スペースなどの交流スペースを確保します。

・事務遂行機能

スムーズで適切なサービスを提供するため、職員の効率的な事務遂行に必要な事務室や会議室、書庫等を整備し、良好な労働環境を確保します。

・議会機能

円滑な議会運営に必要な諸機能を確保するとともに、市民にとっても安全で利用しやすい、開かれた空間を確保します。

・景観形成

市庁舎は市のシンボル、顔となる建物であり、その規模や市民の利用が多い点などから、立地の特性をいかした景観の形成及び市民の憩いの場、まちの憩いの場として、緑化などに配慮します。

②人にやさしく誰にでも使いやすい庁舎

・バリアフリー・ユニバーサルデザイン

現在の庁舎の課題として、エレベーターが設置されておらず、バリアフリーへの対応が不足しています。高齢者や障害者、乳幼児など、誰もが利用しやすい施設を目指します。

③安全で安心な庁舎

・防災拠点機能

地震、豪雪、豪雨などの災害が発生した場合でも、行政機能を維持・継続し、災害対策本部として対応できる施設とします。

災害発生時には、一時避難・応急措置や行政機能の維持・継続による市民のバックアップ施設としてだけでなく、支援物資の保管、配送など、復興の拠点となる施設とします。また、他の地域で発生した災害に対しても、人的支援・物的支援を行う場合の拠点となる施設とします。

・セキュリティ

拡大する情報社会の中で、個人情報保護の重要性がクローズアップされており、個人情報厳格・適正に取り扱われる環境を整備します。

④環境にやさしい庁舎

・環境への配慮

近年、環境への配慮・負荷軽減に対する考え方が広がり、東日本大震災を転機として、再生可能エネルギーの重要性が認識されていることから、環境への配慮や負荷軽減の実現に努めます。

⑤長期間使い続けられる効率的な庁舎

・将来の変化に対する柔軟性



執務空間は、利便性が高く将来的な組織変更等に柔軟に対応しやすいユニバーサルレイアウトを基本とし、関係部署間の連携の取りやすい執務空間・配置とします。

・維持管理、保守が効率的

統一された什器・機器・照明等を導入することによる維持管理費の削減、保守点検の簡素化等について工夫します。

## (2) 市民活動施設

多様な世代の活動や様々な市民活動を支援し、交流を促進するとともに、市民が気軽に利用できるスペースを確保するため、次の施設の設置について検討します。

また、単に複数の施設を集合させるだけでなく、スペースの兼用や異なるプログラムを連携して運営するなど、複合化による相乗効果で多様な利用を目指します。

### 【計画を検討するプログラム】

- ・子育て支援機能 : 子ども広場、子育て相談、児童図書
- ・健康づくり機能 : 運動スペース、トレーニングスペース
- ・介護予防機能 : 交流サロン、介護予防スタジオ
- ・障害者福祉機能 : 福祉作業所、福祉カフェ・ショップ
- ・生涯学習機能 : カルチャースペース、放送大学
- ・市民活動機能 : 市民活動センター、市民会議室
- ・創業・産業支援機能 : インキュベーションオフィス、チャレンジショップ
- ・芸術文化振興機能 : 歴史資料館
- ・交流機能 : イベントスペース、パブリックスペース

### ①消費生活センター

- ・消費生活の安定及び向上を図るため、相談業務等を行う施設
- ・東原庁舎から移設拡充

〔相談室(2)・食品放射性物質検査室等〕

### ②市民活動センター(ホットステーション「ぬまたん家」)

- ・市民活動団体やボランティア団体などの拠点施設として、市民活動の支援、団体間の交流や情報発信等による協働のまちづくりを推進する施設
- ・保健福祉センターから移設拡充

〔交流サロン・作業スペース・会議室・図書閲覧スペース等〕

### ③あおぞら作業所

- ・こころの病を持つ人・回復途中の人の社会参加を促進する施設
- ・施設老朽化のため、東原庁舎から移設拡充

〔作業室・休憩室等〕

### ④福祉ショップ、福祉カフェ

- ・障害者の就労を支援する施設
- ・新設

〔調理スペース・販売スペース・客席スペース等〕

### ⑤地域子育て支援拠点「子ども広場」

- ・子育て情報の提供や親子での交流、子育てサークル活動等を支援する施設

- ・保健福祉センターから移設拡充  
〔プレイルーム・ベビールーム・サークル活動室・相談室等〕
- ⑥交流サロン
  - ・家に閉じこもりがちな高齢者の通いの場として、交流や見守りの拠点となる施設
  - ・新設  
〔サロンフロア・調理室等〕
- ⑦介護予防スタジオ
  - ・高齢者の運動やレクリエーション活動等を実施するための拠点となる施設
  - ・新設  
〔スタジオフロア・ロビー等〕
- ⑧インキュベーションオフィス
  - ・起業を志す人や創業後間もない人等を対象にオフィスを提供するなど、創業を支援する施設
  - ・新設  
〔インキュベーションブース・商談スペース・会議室・研修室等〕
- ⑨勤労青少年ホーム
  - ・勤労青少年の福祉増進と健全育成を図る拠点として、保健、体育及びレクリエーション活動の支援や文化・教養講座等を提供する施設
  - ・勤労青少年ホーム（白岩町）老朽化のため、機能を見直し移設。なお、勤労青少年体育センターは継続して使用  
〔会議室・談話室・調理室・試食室・和室・軽運動室等〕
- ⑩放送大学群馬学習センター沼田ミニサテライト
  - ・高等教育機関として、学びの場を提供する施設
  - ・図書館から移設  
〔学習スペース〕
- ⑪歴史資料館
  - ・郷土の歴史を学ぶことができる施設として、また、市外の見学者に沼田の歴史を紹介し、情報を発信するとともに、蓄積した膨大な資料を適切に保管する施設
  - ・新設  
〔展示室・収蔵庫・資料室・学習室等〕
- ⑫図書館 児童コーナー
  - ・将来を担う子ども達と養育者のための専用のコーナーとして、読書環境の充実を図り、気軽に集い、学びあい、子育てについて情報を得ることができる施設
  - ・図書館から移設拡充  
〔開架書架・閲覧席・作業室・おはなしの部屋・視聴覚コーナー・閉架書庫等〕
- ⑬トレーニングスペース
  - ・市民の健康維持、増進を目的として、利用できるスペース
  - ・新設  
〔トレーニングスペース等〕

#### ⑭ イベントスペース

- ・多目的に利用できるイベントスペース
  - ・新設
- [展示スペース・イベントスペース]

#### ⑮ パブリックスペース

- ・市民が自由で気軽に利用できるスペース
  - ・新設
- [市民会議室・市民活動スペース等]

#### \* 文化ホール

学びの成果を広く発表する場として、多目的に使用できるホールや展示スペース等、芸術文化の振興を図る施設については、設計上積載荷重が大きく、構造的にも課題があるため、事業費も含めて慎重に検討する必要があります。

### (3) 商業・業務施設

生鮮食料品等をはじめとする市民から要望の多い店舗を誘致し、休日や夜間を含めた通年営業による市民の利便性向上やにぎわいの創出により、中心市街地の活性化を促進します。

また、その他の公共的団体を誘致し、市民の利便性向上を図ります。

#### ① 商業テナントの誘致

ビルの1階を商業ゾーンとして、多目的に利用できるイベントスペースを設置するとともに、その他のエリアにテナントを誘致します。

#### ② 公共的団体等の誘致

今後、各団体との調整により配置等を決定します。

なお、にぎわいを創出するとともに、防災や観光などの地域に密着した情報を発信する拠点施設として、コミュニティ放送局の配置について検討します。

## 6 整備計画

### (1) 建物構造上の条件をいかした平面計画

既存の建物を活用するため、構造上の条件等を考慮した平面プランの検討が必要となります。

#### ① 建物構造上の制約

7階を除く各フロアには、概ね8m間隔で柱が存在しています。また、天井高は、1階が2.8m、2階から6階が2.7mで、7階が3.6～4.8mとなっているほか、窓等の開口面積が少ない商業ビル特有の構造となっています。建物構造上、柱の除去や天井高を大幅に変更することは難しいため、現状を基本とした機能の配置について検討します。

#### ② 建物利用にあたってのアクセス

グリーンベル21の出入口は、下之町交差点前に1カ所、国道120号線に面して階段とスロープで2カ所及びキネマ通りに面して北側からの合計4カ所に加え、

隣接する立体駐車場及び市立図書館とビルの3階とを空中歩廊で結んでおり、これらの構造を踏まえ、機能的なプランを検討する必要があります。

また、利便性の向上を図るため、平面駐車場の確保についてもあわせて検討する必要があります。

## (2) 新たに求められる性能・機能

### ①フロアの有効利用

既存の条件等を考慮し、効率的で効果的な配置に努めるとともに、庁舎機能のうち議場の配置にあたっては、天井高に留意するなど、機能的な配置を検討します。

### ②市民の利用や交流の促進

利用者の動線に配慮し、利用しやすい配置に努めるとともに、市民が気軽に利用できるパブリックスペースの設置や交流が創出される機能配置を検討します。

### ③セキュリティの確保

複合施設としてビル内に配置する各施設の機能が十分に発揮できるよう、施設の独立性、安全性及び機密性の確保に努めます。

### ④採光・通風の確保

環境への負荷を軽減し、省エネルギーに配慮した構造を検討するとともに、用途に応じた採光や通風の確保に努めます。

## (3) 施設別面積

施設別の想定面積は次のとおりとし、各施設の規模は、基本設計業務において決定します。

### ①市庁舎

#### ・庁舎の想定規模

庁舎の想定規模は、別表1のとおりとします。

なお、この規模は職員数から算定した起債基準面積であり、市役所としての基本的な機能を想定したものです。

この基準は、多くの自治体で採用されていますが、既存のビルを再活用する今回の整備には制約もあり、設計段階でのレイアウトを含めた具体的な検討の中で面積を決定します。

#### ・総務省起債対象事業費算定基準面積（別表1）

### ②市民活動施設

#### ・市民活動施設の想定規模

主な市民活動施設の想定規模は、別表2のとおりとします。

なお、この規模は各施設ごとの面積であり、廊下等の供用部分を含め、設計段階で具体的な検討を行い、それぞれの面積を決定します。

#### ・主な市民活動施設（別表2）

### ③商業・業務施設

#### ・商業施設

1階に設置するイベントスペース等を除いた面積をテナント用の面積とします。

- ・その他公共的団体等の業務施設  
各団体との調整により面積を決定します。

## 7 事業計画

### (1) 事業費及び財源

既存の建物である商業ビルを市庁舎や商業施設など多くの人が利用する複合的な施設として再活用するものであり、フロア配置や各施設の整備面積、必要な改修工事及び補強工事等については、基本設計業務において、具体的に検討し、全体事業費を算定します。

また、財源については、合併特例債や補助金等について検討を行い、財政負担の低減に努めます。

### (2) 年度別事業計画

- ・平成27年度 基本構想の策定  
市民への周知及び意見の反映  
I 街区・基本設計  
II 街区・実施設計、改修工事
- ・平成28年度 I 街区・実施設計
- ・平成29年度 I 街区・整備・改修工事
- ～31年度 備品等設置、移転作業、供用開始

## 別表 1

## 総務省起債対象事業費算定基準面積(平成23年3月廃止)

(算定根拠)

新庁舎に入る予定課の職員数(平成27年度現在)

三役・特別職

3

職員

282

臨時・嘱託等の職員

67

合計 352

(算定面積)

起債許可標準面積(起債対象面積)を求める場合は、嘱託・臨時職員を含まない正規職員のみでの算定となりますが、規模設定のため、嘱託・臨時職員を含んだ職員数での算定としています。

種別	役職	職員数等	換算率	換算職員数	基準面積	算出面積	備考
①事務室	三役・特別職	3	20	60	4.5㎡/人	270㎡	
	部長・次長級	7	9	63	4.5㎡/人	284㎡	
	課長級	26	5	130	4.5㎡/人	585㎡	
	課長補佐・係長級	58	2	116	4.5㎡/人	522㎡	
	一般職員	178	1	178	4.5㎡/人	801㎡	
	臨時・嘱託職員	67	1	67	4.5㎡/人	302㎡	
	一般職員製図者	13	1.7	23	4.5㎡/人	104㎡	
	合計	352		637		2,868㎡	
②倉庫	①×13%					373㎡	
③会議室等	職員数×7.0㎡				7.0㎡/人	2,464㎡	会議室、電話交換室、便所等
④玄関等	(①+②+③)×40%					2,282㎡	玄関、廊下、階段等
⑤議場等		20			35.0㎡/人	700㎡	
⑥車庫		20			25.0㎡/台	500㎡	
総合計						9,187㎡	

職員一人当たり平均 26.1㎡/人

## 主 な 市 民 活 動 施 設

No.	施 設 名	予定面積 (㎡)	主 な 機 能	効 果 等
1	消費生活センター	150	相談室(2) 放射性物質検査室 倉庫、事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーに配慮した環境を整備し、相談者が安心して相談できる</li> <li>・施設利用者を対象とした消費生活啓発や情報の提供</li> <li>・既存施設：東原庁舎内16㎡</li> </ul>
2	市民活動センター (ホットステーション 「ぬまたん家」)	250	交流スペース 作業スペース 図書閲覧スペース 会議室、事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の活動を紹介</li> <li>・会議室や交流スペースは、団体支援以外の事業で活用でき、利便性の向上と周知が図られる</li> <li>・既存施設：保健福祉センター内45㎡</li> </ul>
3	あおぞら作業所	110	作業室、休憩室 倉庫、事務室	<p>あおぞら作業所は、市内で唯一の精神障害者を対象とした施設であり、福祉ショップ・福祉カフェと一体的に整備することにより、精神障害者の地域生活を支援するとともに、社会参加を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設：東原庁舎隣100㎡</li> </ul>
4	福祉ショップ 福祉カフェ	120	販売スペース 調理スペース 客席スペース 事務室	<p>授産製品の販路拡大により障害者福祉施設の工賃向上を図るとともに、障害者が市民とふれあうことにより、障害者の就労についての市民理解を深める。</p>
5	地域子育て支援拠点 「子ども広場」	600	プレイルーム(幼児) ベビールーム(乳児) 相談室、授乳室 サークル活動室 子ども用トイレ 事務室	<p>乳幼児等を抱え行動が制約される子育て世代の街なかでの活動を支援するとともに、多様な事業と接することにより、世代間交流や読み聞かせボランティアの活用等、地域で子育てを支える環境を整えることが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設：保健福祉センター内67㎡</li> </ul>
6	交流サロン	500	サロンフロア 調理室、事務室	<p>サロン等がない市街地に設置することで、徒歩での利用や買い物ついでに立ち寄ることができる通いの場となる。</p>
7	介護予防スタジオ	800	スタジオ (音響、ステージ) 給湯設備、事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の場所の設置により、教室等の実施回数の増加</li> <li>・誰でも気軽に参加できる事業を増やし、介護予防事業への意欲的な参加が期待できる</li> </ul>

## 主 な 市 民 活 動 施 設

No.	施 設 名	予定面積 (㎡)	主 な 機 能	効 果 等
8	インキュベーション オフィス	800	ブース 会議室、研修室 商談スペース、給湯 共用スペース 事務室	専門員等を常駐することにより、起業間もない人への助言や相談、専門指導、また、起業を目指す人への専門知識を提供することで、起業環境の向上が図られる。
9	勤労青少年ホーム	500	会議室、談話室 音楽室、調理室 軽運動室、和室 事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労青少年の福祉増進と健全育成、産業の振興</li> <li>・地方の人口減少、少子高齢化等の対策</li> <li>・既存施設：白岩町947㎡</li> </ul>
10	放送大学 沼田ミニサテライト	80	学習スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを活用した「学び」の機会を提供</li> <li>・既存施設：図書館内75㎡</li> </ul>
11	歴史資料館	1,200	展示室、収蔵庫 資料室、学習室 管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な歴史資料等の公開による知識レベルの向上と子ども達の歴史への関心を深める</li> <li>・適正な管理により、貴重な遺物や書物を守り、後世に伝えるとともに、必要な資料調査や問合せにも俊敏に対応</li> <li>・対外的に沼田市の歴史をPR</li> </ul>
12	図書館児童コーナー (子ども図書館)	1,000	開架書架、受付 閲覧席、作業室 おはなしの部屋 ボランティア支援室 視聴覚コーナー 閉架書庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て情報の提供と施設の有効活用</li> <li>・現在の図書館機能の充実</li> </ul>
	計	6,110		

※	文化ホール	(1,500)	多目的ホール(500人) 収納庫、楽屋 リハーサル室 展示ホール	ホールや展示スペースを設置することにより、学習の成果発表の機会が増えるほか、各種芸術文化団体の活動が活性化し、市の芸術文化の振興が図られる。
---	-------	---------	---	--



## 資料1 グリーンベル21構想委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、グリーンベル21構想委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、グリーンベル21の再生及び利活用等について、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、経済部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を統括し、これを代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の協議経過及び結果について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部グリーンベル21活用推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

資料2 グリーンベル2.1構想委員会委員名簿

No.	役職名	氏名	備考
1	前橋工科大学工学部 総合デザイン工学科教授	松井 淳	
2	副市長	上原 訓幸	委員長
3	教育長	宇敷 重信	
4	総務部長	田村 博史	
5	市民部長	諸田 裕	
6	健康福祉部長	下 宏一	
7	経済部長	栃原 豊彦	副委員長
8	都市建設部長	内山 日朗	
9	議会事務局長	茂木 進一	
10	教育部長	小池 龍実	

○ アドバイザー：宮崎 浩 (株)プランツアソシエーツ  
(グリーンベル2.1利活用調査等支援業務委託)

○ 事務局：経済部 グリーンベル2.1活用推進課

資料3 グリーンベル21構想委員会の開催状況

回数・期日	内 容
第1回 (H27. 6.12)	1 委嘱状交付 2 委員紹介 3 委員会趣旨説明 4 グリーンベル21の状況について 5 庁内施設調査結果について 6 利活用について
第2回 (H27. 7.14)	1 建物調査の中間報告について 2 利活用について
第3回 (H27. 8.28)	1 利活用について 2 グリーンベル21活用基本構想(案)について
第4回 (H27. 9.30) (書面会議)	1 グリーンベル21活用基本構想(案)について